

今治市地域防災計画の修正方針

平成 31 年 3 月修正

— 目 次 —

1	修正の背景 -----	1
2	今治市地域防災計画修正方針の設定 -----	2
	(1) 修正方針の設定	
3	主な修正内容 -----	3
	(1) 災害対策基本法の改正への対応	
	(2) 国の防災基本計画の修正への対応	
	(3) 愛媛県地域防災計画の修正への対応	
	(4) 「南海トラフ地震臨時情報」の発表に伴う本市の対応（イメージ） を追加	
	(5) 平成 30 年 7 月豪雨の教訓等を踏まえた修正（市独自修正）	

1 修正の背景

平成 26 年度の本市地域防災計画修正以降、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害、平成 28 年熊本地震、平成 28 年台風第 10 号災害、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害、平成 30 年 7 月豪雨災害等の大規模な災害が発生した。これらの災害の教訓から主として大規模災害対策の充実・強化を図るため、災害対策基本法等の改正や防災基本計画の修正、各種ガイドラインやマニュアルの改定等がなされた。

表 災害対策基本法の改正履歴（平成 27 年度以降）

	項 目
1	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成 27 年 7 月 17 日公布、平成 27 年 8 月 6 日）
2	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号）による災害対策基本法の一部改正」（平成 28 年 5 月 20 日公布・施行）
3	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）による災害対策基本法の一部改正」（平成 30 年 6 月 27 日公布・施行）

表 防災基本計画（国）の修正履歴（平成 27 年 3 月以降）

	項 目	内 容
1	平成 27 年 3 月 一部修正	・原子力防災体制の充実・強化に伴う修正（原子力災害対策編）
2	平成 27 年 7 月 一部修正	・最近の災害対応の教訓を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）
3	平成 28 年 2 月 一部修正	・最近の制度改正、災害対応の教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）
4	平成 28 年 5 月 一部修正	・中央防災会議防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告を踏まえた修正（各編）
5	平成 29 年 4 月 一部修正	・平成 28 年熊本地震及び平成 28 年台風第 10 号災害の教訓等を踏まえた修正（各編）
6	平成 30 年 6 月 一部修正	・関係法令の改正、最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編）

表 愛媛県地域防災計画の修正履歴（平成 27 年度以降）

	項 目	内 容
1	平成 27 年度 修正	・災害対策基本法・防災基本計画の改正等（平成 26 年 11 月）に伴う修正 ・土砂災害防止法の改正（平成 26 年 11 月）に伴う修正 ・えひめ震災対策アクションプランの策定（平成 27 年 3 月）に伴う修正 ・愛媛県広域防災活動要領の策定（平成 27 年 3 月）に伴う修正
2	平成 28 年度 修正	・災害対策基本法の改正（平成 27 年 7 月，平成 28 年 5 月）に伴う修正 ・防災基本計画の修正（平成 27 年 7 月，平成 28 年 2 月・5 月）に伴う修正 ・水防法の改正（平成 27 年 5 月）に伴う修正 ・愛媛県防災対策基本条例の改正（平成 28 年 3 月）に伴う修正 ・愛媛県地域強靱化計画の策定（平成 28 年 3 月）に伴う修正 ・愛媛県災害廃棄物処理計画の策定（平成 28 年 4 月）に伴う修正 ・避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正
3	平成 29 年度 修正	(1) 国の防災基本計画の修正（平成 29 年 4 月）に伴う修正 ・熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG 報告等を踏まえた修正 ・平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）を踏まえた修正 (2) 熊本地震の課題と本県の現状及び課題への対応【県独自項目】 ① 物資の支援体制について ② 避難所の運営及び福祉避難所について ③ 災害応急対策について

2 今治市地域防災計画修正方針の設定

(1) 修正方針の設定

このような修正の背景を踏まえ、本市においても主として大規模災害対策の充実・強化を図るため、本市地域防災計画の修正方針を設定する。

<今治市地域防災計画（現行計画：平成26年度修正）>

<国・県・市の動向>

○国の主な動向

- ・平成27年9月関東・東北豪雨災害、平成28年熊本地震、平成28年台風第10号災害、平成29年九州北部豪雨等による課題
- ・災害対策基本法、水防法、南海トラフ地震対策特別措置法等の改正
- ・防災基本計画の修正
- ・防災に関する指針・ガイドラインの策定・改定 等

○愛媛県の動向

- ・愛媛県地域防災計画の修正（平成29年度）
- ・えひめ震災対策アクションプランの策定（平成27年3月）
- ・愛媛県広域防災活動要領の策定（平成27年3月） 等

○今治市の動向

- ・平成30年7月豪雨災害の教訓
- ・今治市の平成30年度の組織機構改編
- ・今治市の社会情勢の変化及び防災対策等の変更
- ・今治市地域防災計画に対する愛媛県の修正意見 等

<今治市地域防災計画（修正方針）>

- ① 災害対策基本法改正や防災基本計画修正等、平成27年度以降の制定・改正された法令、上位計画等との整合を図る。
- ② 愛媛県地域防災計画（平成29年度修正）との整合を図る。
- ③ 平成30年7月豪雨災害の教訓等を踏まえた修正を行う。
- ④ 「南海トラフ地震臨時情報」の発表に伴う本市の対応を「南海トラフ地震防災対策推進計画」に追加する。
- ⑤ 今治市地域防災計画（平成26年度修正）の時点修正を行う。

大規模災害対策の充実・強化

3 主な修正内容

(1) 災害対策基本法の改正への対応

- ① 大規模災害に備えた廃棄物処理体制の整備に関する修正
 - ・愛媛県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 4 月策定）に基づく市災害廃棄物処理計画の策定について追加
- ② 災害対策基本法に基づく放置車両等の移動等の実施主体に、これまでの道路管理者のほか港湾管理者及び漁港管理者を追加
- ③ 被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化

(2) 国の防災基本計画の修正への対応

- ① 人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うことを追加
- ② 市における業務継続計画に係る重要な要素の明確化
 - ・（電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、非常時優先業務の整理等）について追加
- ③ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における教訓（水害時の避難・応急対策WG 報告）を踏まえた実効性のある避難計画の策定について
 - ・必要に応じ近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることを追加
 - ・河川近傍や浸水深の大きい区域については、ハザードマップ等に「早期の立退き避難が必要な区域」の明示に努めることを追加。
- ④ 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援対策検討WG 報告」等を踏まえた修正
 - ・緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点の把握・点検及び避難所までの緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、活用可能な民間事業者の施設の把握を追加
 - ・罹災証明書の効率的な交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討することを追加
 - ・生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進を追加
 - ・庁舎・避難所等の非構造部材を含む耐震対策等による安全性の確保を追加
 - ・被害情報や応急対策活動等の情報収集等のため、最新の I C T の導入に努めることを追加
- ⑤ 「平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策のあり方（報告）」を踏まえた修正
 - ・避難勧告等の伝達文の内容の工夫、対象者の明確化、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるよう伝達することを追加
 - ・要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成を追加
 - ・「避難準備情報等」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」へ変更。
 - ・躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、全庁をあげた体制の構築に努めることを追加
- ⑥ 応急危険度判定調査、住家被害認定調査などの調査の必要性や違い等についての被災者への説明について追加

- ⑦ 要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化

(3) 愛媛県地域防災計画の修正への対応

※上記(1)～(2)に含まれるものは除く。

- ① 土砂災害警戒区域の指定に伴う修正
 - ・土砂災害警戒区域の指定に伴い、情報の伝達、避難場所、避難経路等に関する事項等を定めることを追加
- ② 愛媛県広域防災活動要領の策定を受けて、大規模災害時に県内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための基本的な体制や手順等を整理した受援計画の策定を規定
 - ⇒ 受援統括チームの創設等
- ③ 物資供給体制の強化について追加
- ④ D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣について追加
- ⑤ 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の被災地方公共団体への派遣について記載
- ⑥ 大規模災害時における市の行政機能の確保状況の把握及び報告を追加
- ⑦ 「防災・危機管理セルフチェック項目」（消防庁）の活用を追加
- ⑧ 大規模氾濫に関する減災対策協議会への参加について追加
- ⑨ 義援物資の受入れの基本方針等の追加

(4) 「南海トラフ地震臨時情報」の発表に伴う本市の対応（イメージ）を追加

- ① 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表する際の情報の名称及び発表条件などを追加
- ② 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の具体的な防災対策について、市の対応（イメージ）を規定

(5) 平成30年7月豪雨災害の教訓等を踏まえた修正（市独自修正）

- ① 配備基準に「準警戒配備（事前配備）」を創設
 - ・警報（津波警報除く）が発表された当初における災害対応については、少数の人員により対応していくこととし、長期にわたる災害対応となった場合に備える。
 - ・長期にわたる災害対応となった場合において、対応職員の交代制を明記
- ② 指定避難所の暑さ寒さ対策、大規模災害時の避難所不足対策及び「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の避難所対策
 - 【暑さ寒さ対策】
 - ・物資集積拠点となっている市営中央体育館（アリーナ：空調完備）を指定避難所に変更
 - ・玉川公民館、伯方公民館の指定避難所への追加
 - 【南海トラフ地震臨時情報発表後の避難所対策】
 - ・開設する避難所（案）として、バリククリーン及び市営中央体育館を明記（旧今治市）等
 - ⇒ 市営中央体育館を指定避難所に追加
- ③ 物資集積拠点の見直し
 - ・今治I Cに近い「市営スポーツパークテニスコート」を物資集積拠点に指定
 - 上屋付テニスコート内には、物資搬送車両の直接乗り入れが可能
 - 上屋付テニスコートの周囲にテント幕を張り、中を見えなくすることが可能

- ・ 救援物資の供給について協定を締結している「イオンモール今治新都市」と隣接
- ・ 伯方 I C に近い「伯方体育センター」を物資集積拠点に指定（島しょ部の拠点とする。）
- ・ 既存の「波方公園体育館」についてはそのまま残し、3 施設で運用していく。

④ 緊急輸送道路の追加

- ・ 矢田高橋線（一般県道今治丹原線との交差点～今治駅高橋線との交差点間）を追加
⇒ 市営スポーツパークテニスコートを物資集積拠点として位置付けるため

⑤ 玉川ダム及び台ダムにおいて、「異常洪水時防災操作」が行われる際の避難勧告等の判断基準を追加

- ・ 玉川ダム及び台ダムとのホットラインの構築について追加
- ・ 蒼社川ホットラインの構築について追加

⑥ 蒼社川水害対応タイムライン（案）について明記

⑦ 水位周知河川（蒼社川）以外の河川における避難勧告等の判断基準を追加

⑧ 重要水防箇所の追加

- ⇒ 重要水防箇所に「御物川」及び「名切川」を追加

⑨ 防災重点ため池の追加

- ⇒ 自然災害で人的被害が生じる恐れがある「防災重点ため池」について、新たな基準による再選定の結果、追加

⑩ 急傾斜地崩壊危険箇所（市調査）の追加

- ⇒ 急傾斜地崩壊危険箇所について、新たに 10 箇所を「市調査」として追加

⑪ ペットと同行避難が可能な指定避難所の追加

- ⇒ 愛媛県獣医師会及び岡山理科大学獣医学部との災害時応援協定等により
 - ・ 岡山理科大学今治キャンパス体育館を指定避難所に追加
 - ・ 岡山理科大学獣医学部内に被災動物救護センターを開設することを明記

⑫ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣について追記

- ⇒ 被災地域に重大な健康危機が発生し、市が指揮調整機能不全に陥る等必要と認められる場合は、県に対し災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請することを追記

⑬ 会計班の廃止・統合

- ・ 会計班を廃止し、班員を情報整理班へ異動。それに伴い、3 次配備から 1 次配備へ変更。
⇒ 情報整理班の強化及び交代要員の確保等

⑭ 消防本部班と消防署班の統合

- ・ 消防本部班と消防署班を統合し消防班とすることで、臨機応変に対応できる体制とする。

⑮ 災害復興本部の事務局等の変更

- ・ 事務局長を企画財政部長から総務部長に変更する。またそれに伴い、事務局を企画財政部から防災危機管理課へ変更する。

⑯ 市災害ボランティアセンターの設置方法等について追記

⑰ バリクリーン及び緊急告知ラジオ等の活用を追記

⑱ 活断層及び海溝型地震の長期評価結果の追加

⑲ 5 段階の警戒レベルを用いて避難を呼びかけていくことを明記

など